

2021年3月31日

各位

株式会社 東北銀行

## 投資信託取引に係る約款の一部改定について

株式会社東北銀行(取締役頭取 村上 尚登)では、令和2年度税制改正に伴い投資信託 取引に関する約款を下記の通り改定いたします。

なお、改定後の新約款は、改定前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されま すので、予めご了承ください。

記

- 1. 改定する約款
- (1) 非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款
- (2) 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款
- 主な改定内容
   非課税適用確認書の交付申請手続の廃止
- 3. 改定日 2021年4月1日(木)
- 4. 改定部分の新旧対照表 改定内容につきましては、次頁以降の新旧対照表をご確認ください。

以上

【本件に関するお問い合わせ】

資産運用コンサルティング部(担当:坂内)

電話番号:019-651-6220

②東北銀行

〒020-0023 盛岡市内丸 3 番 1 号

電話番号 019-651-6161 FAX 019-653-1291

#### 「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款」の新旧対照表

(下線部変更)

新

第1条 (現行どおり)

#### 第2条(非課税口座開設届出書等の提出等)

1 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用 を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受け ようとする年の9月30日までに、当行に対して租 税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項 及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既 に当行以外の証券会社又は金融機関において非課 税口座を開設しており、新たに当行に非課税口座を 開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出 書」及び「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定 廃止通知書」、既に当行に非課税口座を開設してい る場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとす る場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定 廃止通知書」)を提出するとともに、当行に対して 租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する 署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法 施行規則第 18 条の 15 の 3 第 24 項において準用す る租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基 づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に 定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個 人番号(お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年 月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他 の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年(以下「再開設年」といいます。)又は非課税管理勘定又は累積投資勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該

第1条 (省 略)

#### 第2条(非課税口座開設届出書等の提出等)

1 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用 を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受け ようとする年の9月30日までに、当行に対して租 税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項及 び第 24 項に基づき「非課税適用確認書の交付申請 書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の 交付申請書」(既に当行に非課税口座を開設してお り、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適 用確認書の交付申請書」を他の証券会社若しくは金 融機関に提出していない場合に限ります。) 又は「非 課税口座開設届出書」及び「非課税適用確認書」、「非 課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」 (既に当行に非課税口座を開設している場合には、 「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」又 は「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当行 に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署 名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施 行規則第 18条の 15の3第21項において準用する 租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づ き同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定 める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人 番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13 第24項の規定に該当する場合には、氏名、生年月 日及び住所)を告知し、租税特別措置法その他の法 令で定める本人確認を受ける必要があります。

ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年(以下「再開設年」といいます。)又は非課税管理勘定又は累積投資勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが

廃止通知書を受理することができません。

- 2 非課税口座を開設したことがある場合には、「非 課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が添 付されている場合を除き、当行及び他の証券会社若 しくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出 をすることはできません。
- 3 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用 を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37条の14第<u>16</u>項に規定する「非課税口座廃止届出 書」を提出して下さい。
- 4 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。
  - ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定 又は累積投資勘定が設けられていたとき
  - ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税 管理勘定又は累積投資勘定が設けられることとなっていたとき
- 5 お客様が当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定又は累積投資勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。
- 6 当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税 口座に設定年に係る非課税管理勘定又は累積投資

行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した 日から同日の属する年の9月30日までの間は当該 廃止通知書を受理することができません。

なお、当行では別途税務署より交付を受けた「非 課税適用確認書」を併せて受領し、当行にて保管い たします。

- 2 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開 設届出書」又は「非課税適用確認書の交付申請書」 について、同一の勘定設定期間に当行又は他の証券 会社若しくは金融機関に重複して提出することは できません。
- 3 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用 を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37条の14第<u>21</u>項に規定する「非課税口座廃止届出 書」を提出して下さい。
- 4 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。
  - ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定 又は累積投資勘定が設けられていたとき
  - ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税 管理勘定又は累積投資勘定が設けられることとなっていたとき
- 5 お客様が当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定又は累積投資勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第18項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。
- 6 当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税 口座に設定年に係る非課税管理勘定又は累積投資

8~10

勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定又は累積投資勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。

7 (現行どおり)

- 8 当行に既に非課税口座を開設しているお客様は、 「非課税口座開設届出書」を当行に提出することは できません。ただし、 当行に既に非課税口座を開 設しているお客様で、2021年4月1日において平成 29年分の非課税管理勘定を当行に設定しているが、 同日前に当行に個人番号の告知を行っていないお 客様が、2021年12月31日までに「非課税口座開設 届出書」を当行に提出される場合は、この限りでは ありません。
- 9 非課税口座を当行以外の他の証券会社または金融機関に開設し、もしくは開設していたお客様は、「非課税口座開設届出書(非課税適用確認書、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。)」を当行に提出することはできません。
- 10 お客様が当行に提出された「非課税口座開設届出書」が、租税特別措置法第37条の14第7項第2号の規定により、所轄税務署長から、当行が受理または当行に提出することができないものに該当する旨およびその理由の通知を受けた場合には、お客様が開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取扱い、所得税等に関する法令の規定が適用されます。

#### 第3条(非課税管理勘定の設定)

1 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受ける ための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座 に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場 株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号 に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。)に つき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関す る記録を他の取引に関する記録と区分して行うた めの勘定で、2014年から2023年までの各年(累積 投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条 において「勘定設定期間内の各年」といいます。) に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、勘 定設定期間内の各年においてのみ設けられます。 勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定又は累積投資勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第7号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。

(新 設)

7 (省 略)

## 第3条(非課税管理勘定の設定)

1 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受ける ための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座 に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場 株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号 に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。)に つき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関す る記録を他の取引に関する記録と区分して行うた めの勘定で、2014年から2023年までの各年(累積 投資勘定が設けられる年を除きます。)に設けられ るものをいいます。以下同じ。)は、第2条第1項 の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」 又は「勘定廃止通知書」に記載された非課税管理勘 新 旧

2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

#### 第3条の2 (累積投資勘定の設定)

- 1 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2042年までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。
- 2 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

#### 第4条 (現行どおり)

### 第5条(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範 囲)

1 当行は、お客様の非課税口座に設けられた非課税 管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該 非課税口座が開設されている当行の営業所に係る <u>定の</u>勘定設定期間においてのみ設けられます。

2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

#### 第3条の2 (累積投資勘定の設定)

- 1 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2037年までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を除きます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」に記載された累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。
- 2 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

#### 第4条 (省 略)

## 第5条(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範 囲)

当行は、お客様の非課税口座に設けられた非課税 管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該 非課税口座が開設されている当行の営業所に係る 新 旧

振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限ります。) のみを受け入れます。

① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が120万円(②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの

イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等又は当行が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

ロ 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された未成年者口座(租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じ。)に設けられた未成年者非課税管理勘定(同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じ。)をいいます。以下、この条において同じ。)から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)

② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 11 項により読み替えて準用する同条第 10 項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過した日の同日に設けられ

振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限ります。) のみを受け入れます。

① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が120万円(②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの

イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等又は当行が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

ロ 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。)から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)

② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日の翌日に、同日に設

る非課税管理勘定に移管がされる上場株式等

- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13第12項各 号に規定する上場株式等
- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項の規定により、当行に「非課税口座開設届出書(非課税適用確認書、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。)」を提出されたお客様は、当該非課税口座開設届出書について、租税特別措置法第37条の14第7項第1号に規定する「当行が受理または当行に提出することができないものに該当しない旨」等が所轄税務署長から提供されるまでは、開設された非課税口座の非課税管理勘定に上場株式等の受入れをすることはできません。

## 第5条の2(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の 範囲)

- 1 当行は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及び口に掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類) において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの(以下、「累積投資上場株式等」といいます。)に限ります。)のみを受け入れます。
  - ① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が40万円(② に掲げる累積投資上場株式等がある場合には、当該累積投資上場株式等の取得に要した金額として租税特別措置法施行令第25条の13第22項で定める金額を控除した金額)を超えないもの

けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株 式等

③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各 号に規定する上場株式等

(新 設)

## 第5条の2(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の 範囲)

当行は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及び口に掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。)のみを受け入れます。

① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が40万円を超えないもの

- ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 23 項に より読み替えて準用する同条第 10 項第 1 号の規 定に基づき、他年分特定累積投資勘定(当該累積 投資勘定を設けた口座に係る他の年分の特定累 積投資勘定をいいます。)から当該他年分特定累 積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1 日から5年を経過した日に、同日に設けられる累 積投資勘定に移管がされる上場株式等
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13第24項に おいて準用する同条第12項第1号、第4号及び 第11号に規定する上場株式等
- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項の規定により、当行に非課税口座開設届出書(非課税適用確認書、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。)」を提出されたお客様は、当該非課税口座開設届出書について、租税特別措置法第37条の14第7項第1号に規定する「当行が受理または当行に提出することができないものに該当しない旨」等が所轄税務署長から提供されるまでは、開設された非課税口座の累積投資勘定に上場株式等の受入れをすることはできません。

#### 第6条(譲渡の方法)

- 1 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若 しくは記録又は保管の委託がされている上場株式 等の譲渡は当行への売委託による方法、当行に対し て譲渡する方法、租税特別措置法第37条の11第4 項第1号<u>若しくは</u>第2号に規定する事由による上 場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び 金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して 行われる方法のいずれかの方法により行います。
- 2 (現行どおり)
- 第7条(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)
- 1 (現行どおり)
- 2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる 事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部 又は一部の払出し(振替によるものを含むものと し、租税特別措置法施行令第25条の13第24項に おいて準用する同条第12項第1号、第4号及び第 11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座へ の移管に係るものを除きます。)があった場合(同

(新 設)

② 租税特別措置法施行令第25条の13第<u>22</u>項に おいて準用する同条第12項第1号、第4号及び 第10号に規定する上場株式等

(新 設)

#### 第6条 (譲渡の方法)

- 1 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若 しくは記録又は保管の委託がされている上場株式 等の譲渡は当行への売委託による方法、当行に対し て譲渡する方法、租税特別措置法第37条の11第4 項第1号<u>又は</u>第2号に規定する事由による上場株 式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭 以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行わ れる方法のいずれかの方法により行います。
- 2 (省 略)
- 第7条(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)
- 1 (省略)
- 2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる 事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部 又は一部の払出し(振替によるものを含むものと し、租税特別措置法施行令第25条の13第22項に おいて準用する同条第12項第1号、第4号及び第 10号に規定する事由に係るもの並びに特定口座へ の移管に係るものを除きます。)があった場合(同

項第1号、第4号及び第11号に規定する事由によ り取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れ なかったものであって、累積投資勘定に受け入れた 後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口 座から他の保管口座への移管による払出しがあっ たものとみなされるものを含みます。)には、当行 は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡に より効力を生ずる贈与を含みます。) による払出し があった場合には、当該相続又は遺贈により当該口 座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株 式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上 場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規 定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同 項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を 書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他 の情報通信の技術を利用する方法により通知いた します。

#### 第8条(非課税管理勘定終了時の取扱い)

- 1 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項<u>又は租税特別措置法施</u>行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。)。
- 2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株 式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に 定めるところにより取扱うものとします。
  - ① お客様から非課税管理勘定の終了する年の当行 が別に定める期限までに当行に対して第5条第 1項第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の 提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管
  - ② お客様から非課税管理勘定の終了する年の当行 が別に定める期限までに当行に対して租税特別 措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定す る書類の提出があった場合又はお客様が当行に 特定口座を開設していない場合 一般口座への 移管
  - ③ 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への 移管

項第1号、第4号及び第10号に規定する事由によ り取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れ なかったものであって、累積投資勘定に受け入れた 後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口 座から他の保管口座への移管による払出しがあっ たものとみなされるものを含みます。)には、当行 は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡に より効力を生ずる贈与を含みます。) による払出し があった場合には、当該相続又は遺贈により当該口 座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株 式等を取得した者) に対し、当該払出しがあった上 場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規 定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同 項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を 書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他 の情報通信の技術を利用する方法により通知いた します。

#### 第8条(非課税管理勘定終了時の取扱い)

- 1 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。)。
- 2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株 式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に 定めるところにより取扱うものとします。
  - ① お客様から当行に対して第5条第2号の移管を 行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内 上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非 課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定へ の移管
  - ② お客様から当行に対して租税特別措置法施行令 第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出 があった場合又はお客様が当行に特定口座を開 設していない場合 一般口座への移管
  - ③ 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への 移管

#### 第8条の2 (累積投資勘定終了時の取扱い)

- 1 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資 勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属 する年の1月1日以降20年を経過する日に終了い たします(第2条第6項<u>又は租税特別措置法施行令</u> 第25条の13の2第3項の規定により廃止した累積 投資勘定を除きます。)。
- 2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式 等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定 めるところにより取扱うものとします。
- ① お客様<u>から累積投資勘定の終了する年の当行が別に定める期限までに</u>当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合<u>又はお客様が当行に特定口座を</u>開設していない場合 一般口座への移管
- ② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管 第9条(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)
- 1 当行は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。
  - ① 当行がお客様から租税特別措置法施行規則第 18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示又は<u>お客様の</u>租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は特定署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所
  - ② 当行からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び

#### 第8条の2 (累積投資勘定終了時の取扱い)

- 1 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資 勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属 する年の1月1日以降20年を経過する日に終了い たします(第2条第6項により廃止した累積投資勘 定を除きます。)。
- 2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式 等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定 めるところにより取扱うものとします。
- ① お客様<u>が当行に特定口座を開設しており、お客様</u> <u>から</u>当行に対して租税特別措置法施行令第25条の 13第8項第2号に規定する書類の提出があった場 合 一般口座への移管
- ② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管 第9条 (累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)
- 1 当行は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。
  - ① 当行がお客様から租税特別措置法施行規則第 18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示又は租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は特定署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所
  - ② 当行からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当行に対して提出した場合 お

住所を記載して、当行に対して提出した場合 お 客様が当該書類に記載した氏名及び住所

2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準 経過日における氏名及び住所が確認できなかった 場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お 客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式 等の受入れを行うことはできなくなります。ただ し、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお 客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様 から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税 口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該 当することとなった日以後は、この限りではありま せん。

# 第 10 条 (非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)

1 お客様が当行に開設した非課税口座に設けられた その年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出いただく必要があります。(ただし、当該異動届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定 又は 累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該提出された年の勘定の種類を変更することはできず、「非課税口座異動届出書」を提出された年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更することしかできません。)

2 (現行どおり)

第11条 (現行どおり)

#### 第12条(契約の解除)

次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日 にこの契約は解除されます。

- ① お客様から租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- ② 租税特別措置法第37条の14第<u>22</u>項第2号に 定める「出国届出書」の提出があった場合 出 国日
- ③ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を 有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法第37条の14第<u>26</u>項の規定によ り「非課税口座廃止届出書」の提出があったもの

客様が当該書類に記載した氏名及び住所

2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準 経過日における氏名及び住所が確認できなかった 場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お 客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式 等の受入れを行うことはできなくなります。ただ し、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお 客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様 から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税 口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該 当することとなった日以後は、この限りではありま せん。

## 第 10 条 (非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)

1 お客様が当行に開設した非課税口座に設けられた勘定の種類を変更しようとする場合には、<u>その年の9月15日まで</u>に、当行に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります。(ただし、当該異動届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定<u>または</u>累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該提出された年の勘定の種類を変更することはできず、「非課税口座異動届出書」を提出された年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更することしかできません。)

2 (省略)

第11条 (省 略)

#### 第12条(契約の解除)

次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日 にこの契約は解除されます。

- ① お客様から租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>21</u> 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- ② 租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>27</u> 項第 2 号に 定める「出国届出書」の提出があった場合 出国 日
- ③ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を 有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法第37条の14第31項の規定により 「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみ

とみなされた日(出国日)

- ④ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日
- ⑤ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出 たとき 当行が定める日
- ⑥ お客様が 2021 年 12 月 31 日において 平成 29 年分の非課税管理勘定を当行に設定しているが、 同日において当行に個人番号の告知をしていないことにより、令和 3 年度税制改正後の「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)」附則第 73 条第 6 項の規定に基づき、2022 年1月1日に「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされたとき 2022 年 1 月 1 日

第13条 (現行どおり)

#### 第14条(約款の変更)

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知するものとします。

#### (付則)

この約款は、2021 年 4 月 1 日

なされた日(出国日)

- ④ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日
- ⑤ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出 たとき 当行が定める日

(新 設)

第13条 (省略)

#### 第14条(約款の変更)

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知するものとします。

#### (付則)

この約款は、<u>2020 年 9 月 14 日</u>より適用させていた だきます。

### 「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」の新旧対照表

(下線部変更)

 新
 旧

 第1章
 (現行どおり)
 第1章
 (省 略)

 第2章
 未成年者口座の管理
 第2章
 未成年者口座の管理

#### 第2条(未成年者口座開設届出書等の提出)

1 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適 用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受 けようとする年の9月30日までに、当行に対して 租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号及び

第2条(未成年者口座開設届出書等の提出)

1 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適 用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受 けようとする年の9月30日までに、当行に対して 租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号及び

同条第 12 項に基づき「未成年者非課税適用確認書 の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未 成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用 確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」の提 出をするとともに、当行に対して同法第37条の11 の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信 し、又は租税特別措置法施行規則第18条の12第3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該 各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所 及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25 条の13の8第20項により読み替えて準用する同令 第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、 氏名、生年月日及び住所。) を告知し、租税特別措 置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要 があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書 の交付の基因となった未成年者口座において当該 未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税 管理勘定に既に上場株式等を受け入れているとき は、当該廃止した日から同日の属する年の9月30 日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付 された未成年者口座開設届出書を受理することは できません。なお、当行では別途税務署より交付を 受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当 行にて保管いたします。

- 2 当行に未成年者口座を開設しているお客様は、当 行<u>及び</u>他の証券会社若しくは金融機関に、「未成年 者非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成年者口 座開設届出書」<u>及び</u>「未成年者口座開設届出書」<u>の</u> 提出をすることはできません。
- 3 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。
- 4 お客様がその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合又は租税特別措置法第37条の14

同条第 12 項に基づき「未成年者非課税適用確認書 の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未 成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用 確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提 出するとともに、当行に対して同法第37条の11の 3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、 又は租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に 基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号 に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び 個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条 の13の8第20項により読み替えて準用する同令第 25条の13第22項の規定に該当する場合には、氏名、 生年月日及び住所。) を告知し、租税特別措置法そ の他の法令で定める本人確認を受ける必要があり ます。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付 の基因となった未成年者口座において当該未成年 者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘 定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該 廃止した日から同日の属する年の9月30日までの 間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未 成年者口座開設届出書を受理することはできませ ん。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未 成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管 いたします。

- 2 当行に未成年者口座を開設しているお客様は、当 行又は他の証券会社若しくは金融機関に、「未成年 者非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成年者口 座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」又は租 税特別措置法第37条の14第6項に規定する「非課 税適用確認書の交付申請書」(当該申請書にあって は、お客様がその年の1月1日において20歳であ る年の前年12月31日までに提出されるものに限り ます。)を提出することはできません。
- 3 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。
- 4 お客様がその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合又は租税特別措置法第37条の14の

の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。)による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。)が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。

5 当行が「未成年者口座廃止届出書」(お客様がその年1月1日において19歳である年の9月30日 <u>は2023年9月30日のいずれか早い日</u>までに提出がされたものに限り、お客様が1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当行はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

#### 第3条~第4条(現行どおり)

## 第5条(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

- 1 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。
- ① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下、「受入期間」といいます。)に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等につ

2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」 <u>を</u>提出したものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。)による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。)が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。

5 当行が「未成年者口座廃止届出書」(お客様がその年1月1日において19歳である年の9月30日までに提出がされたものに限り、お客様が1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当行はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

#### 第3条~第4条 (省 略)

## 第5条(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

- 1 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。
- ① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下、「受入期間」といいます。)に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等につ

いてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が80万円(②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの

- イ 受入期間内に当行への買付けの委託(当該買付け の委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)によ り取得をした上場株式等、当行から取得をした上場 株式等又は当行が行う上場株式等の募集(金融商品 取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に 該当するものに限ります。)により取得をした上場 株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受 け入れられるもの
- ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出をして移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。)の翌日に、設けられる非課税管理勘定に移管される上場株式等(この場合、5年経過日の属する年の当行が別に定める期限までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

2 (現行どおり)

第6条~第10条(現行どおり)

#### 第11条 (出国時の取扱い)

1 お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、<u>当行に対して</u>その出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。

いてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が80万円(②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの

- イ 受入期間内に当行への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当行から取得をした上場株式等又は当行が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの
- 口 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。)の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管される上場株式等(この場合、5年経過日の属する年の当行が別に定める期限までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

2 (省略)

第6条~第10条 (省 略)

#### 第11条(出国時の取扱い)

1 お客様が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、<u>当行に対して</u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 2 号に規定する出国移管依頼書<u>を</u>提出してください。

- 2 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る 未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者 口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管 いたします。
- 3 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国(租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当行に未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。

第3章~第5章 (現行どおり)

第6章 その他の通則

第23条~第25条 (現行どおり)

#### 第26条 (非課税口座のみなし開設)

- 1 2017年から 2028年までの各年(その年1月1日においてお客様が20歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。
- 2 前項の場合には、お客様がその年1月1日において 20 歳である年の同日において、当行に対して<u>非</u> 課税口座開設届出書(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客様との間で非課税上場株式等管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。

#### 第27条 (本契約の解除)

次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲 げる日に本契約は解除されます。

- 2 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る 未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者 口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管 いたします。
- 3 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国(租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当行に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第18条の15の10第10項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。

第3章~第5章(省略)

第6章 その他の通則

第23条~第25条(省略)

#### 第26条 (非課税口座のみなし開設)

- 1 2017年から 2023年までの各年(その年1月1日においてお客様が 20歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。
- 2 前項の場合には、お客様がその年1月1日において 20 歳である年の同日において、当行に対して<u>同日の属する年の属する勘定設定期間</u>(租税特別措置法第37条の14第5項<u>第6号に規定する勘定設定期間をいいます。</u>)の記載がある非課税適用確認書(同号に規定する非課税適用確認書をいいます。)が添付された非課税口座開設届出書(同項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客様との間で非課税上場株式等管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。

### 第27条(本契約の解除)

次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲 げる日に本契約は解除されます。 新 旧

- ① お客様又は法定代理人から租税特別措置法第 37 条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届 出書」の提出があった場合 当該提出日
- ② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第<u>30</u>項 に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場 合 出国日
- ④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客様が出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。) 租税特別措置法施行令第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
- ⑤ お客様が出国の日の前日までに第 11 条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が 20 歳である年の前年 12月 31日までに「<u>未成年者帰国届出書</u>」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客様が 20歳である年の前年 12月 31日の翌日
- ⑥ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項<u>で準用する租税特別措置法施行令第25条の13の5</u>に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日

第 28 条 (現行どおり)

#### 第29条 (約款の変更)

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知するものとします。

- ① お客様又は法定代理人から租税特別措置法第 37 条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届 出書」の提出があった場合 当該提出日
- ② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項 に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場 合 出国日
- ④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客様が出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。) 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
- ⑤ お客様が出国の日の前日までに第 11 条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が 20 歳である年の前年 12 月 31 日までに「未成年者口座を開設している者の帰国に係る届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客様が 20 歳である年の前年 12 月 31日の翌日
- ⑥ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日

第28条 (省略)

#### 第29条(約款の変更)

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知するものとします。

新	Iβ
附則	附則
この約款は、2021年4月1日より適用させていた	この約款は、 <u>2020</u> 年4月1日より適用させていた
だきます。	だきます。
成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、2023年1	成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、2023年1
月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19	月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19
歳」を「17 歳」に読み替えます。その場合、2023	歳」を「17 歳」に読み替えます。その場合、2023
年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18	年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18
歳を迎えたものとみなされます。	歳を迎えたものとみなされます。
以上	以上
2021 年 4 月	2020年4月